

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年－8 (3.2.25)	危機管理	鳥取県原子力安全顧問会議において、12/4大阪地裁判決を踏まえた基準地震動の考え方について、原告からのヒアリング及び検証を求めることについて ▶陳情理由 昨年12月4日の大阪地裁判決は、現行の審査で「ばらつきの考慮」がなされていないことに「看過し難い過誤・欠落がある」と断じ、国に対して関西電力大飯原子力発電所設置許可の取り消しを命じた。この「ばらつきの考慮」は、福島第一原発事故の教訓として、新規制基準の「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に国が新たに追加した規定とされている。このような司法からの指摘は、これまで国が審査してきたすべての原子力発電所の耐震性の評価に影響を与えようと考えられる。 現在審査中の中国電力島根原子力発電所では、国は820ガルの基準地震動と評価している。しかし、このたび指摘された「ばらつきの考慮」を評価に加えた場合、耐震性の評価がどのようになるのか、県民として重大な関心がある。 島根原子力発電所から南に2kmの距離にある宍道断層帯では、活断層の長さの評価が何回も変更され、審査申請後においても22kmから39kmまで伸びた経緯がある。この活断層は、地震調査研究推進本部の長期評価（2021年1月13日現在）によれば、最も高いSランク（M7.0程度もしくはそれ以上の規模で30年以内の地震発生確率が3%以上）とされている。この点からも、耐震性についてはより安全側に評価することが求められる。 このたびの司法からの指摘を軽んずることなく、中国電力・国だけでなく訴訟に関わる原告側からのヒアリングを行い、結果を検討する必要があると考える。	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)	不採択 (3.3.26)
本会議(R3.3.26)委員長報告 会議録暫定版 本陳情で示す関西電力大飯原発3号・4号機の耐震性を巡る大阪地裁判決では、国が審査において地震の観測データに「ばらつき」があることを考慮していないという理由で敗訴しましたが、国は、審査は「ばらつき」があることを踏まえて行っていることとしたほか、原告が主張した評価方法に科学的根拠はないとして控訴しており、現在も大阪高裁で係争中であります。 一方、同じ内容で争われた今月12日の九州電力玄海原発3号・4号機の佐賀地裁判決では、逆に国の審査に不合理な点は認められないとの判決でありました。 県は、島根原発2号機の審査状況について科学的知見を有する委員で構成する鳥取県原子力安全顧問会議で随時確認を行っており、基準地震動の審査においても、地震や断層を専門とする顧問からは科学的に行われているとのコメントをいただいているところです。 島根原発2号機は現在審査中であり、県では審査終了後に国と中国電力から審査内容の説明を受け、原子力安全顧問会議において様々な角度から検証を行うこととしているところです。 以上の理由から、不採択と決定しました。				

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情事項 令和2年12月4日の大阪地裁判決で指摘された「ばらつき」を考慮した場合、中国電力島根原子力発電所の耐震性の評価がどのようになるのかについて、鳥取県原子力安全顧問会議等において、鳥取県独自の検証を行うこと。その際、中国電力・国だけでなく原告関係者からのヒアリングを行うこと。		
--	--	--	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情